

令和3年度「地域発 元気づくり支援金」 事前相談を開始します！

長野県では、地域の元気を県全体の元気につなげるため、「地域発 元気づくり支援金」により、地域づくりを実践される皆さまを支援しています。

「地域をよくしたい」「こんな活動をしたい」など、地域づくりのために、この支援金の活用を検討されている団体を対象にした事前相談を実施します。

期 間 | 10月15日（木）～11月30日（月）
※土日祝日は除きます。

時 間 | 午前9時～午後5時

場 所 | 木曾合同庁舎内会議室
(木曾郡木曾町福島 2757-1)

対 象 | 公共的団体
〔木曾郡内に事務所があり、公共的活動や地域の活性化に関する活動をされている団体〕

相談内容 | 「地域発 元気づくり支援金」に関すること
例)・支援金の制度（「そもそも支援金って何？」）
・実施事業の内容（「こんな事業やりたいけど対象になる？」）

申込方法 | 事前に電話又はメールにより、来訪希望日時をご連絡ください。
相談日時の調整をさせていただきます。

電話：0264-25-2212

e-mail：kisochi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

そ の 他 | ◆ご相談はメールでも対応いたします。上記メールアドレスあてご連絡ください。
◆「地域発 元気づくり支援金」の今年度の制度概要は別紙を参照願います。
◆令和3年度も、同様の制度が実施される前提で事前相談を行います。



平成30年度知事表彰事業
木曾ペインティングス
(木曾ペインティングス実行委員会)

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

木曾地域振興局企画振興課
(課長) 血脇 秀明 (担当) 宮川 可南子
電話 0264-25-2212 (直通)
0264-24-2211 (代表) 内線 2306
FAX 0264-23-2583
E-mail kisochi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

令和2年度 地域発 元気づくり支援金の概要 ※

※ 本年度の資料になるため、令和3年度は、内容が変更になる可能性があります。

1 趣 旨

豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、市町村や公共的団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、支援金を交付する。

2 交付対象者

- (1) 市町村、広域連合、一部事務組合
- (2) 公共的団体等(県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体)

3 交付対象事業

- (1) 自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業のうち、次に掲げる事業
 - ① 地域協働の推進に関する事業
 - ② 保健、医療、福祉の充実に関する事業
 - ③ 教育、文化の振興に関する事業
 - ④ 安全・安心な地域づくりに関する事業
 - ⑤ 環境保全、景観形成に関する事業
 - ⑥ 産業振興、雇用拡大に関する事業
 - ア 特色ある観光地づくり
 - イ 農業の振興と農山村づくり
 - ウ 森林づくりと林業の振興
 - エ 商業の振興
 - オ その他地域の特色、個性を活かした産業振興、雇用拡大に資する事業
 - ⑦ 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業
 - ⑧ その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業
- (2) 令和2年度事業において、県全域で重点的に推進するテーマ及び地域ごとに重点的に推進するテーマを設定し、その推進のため、補助率をかさ上げする。
 - ① 県全域で重点的に推進するテーマ
 - ア 信州こどもカフェの推進
(高齢者、障がい者なども集える場の創出を伴うものを含む)
 - イ 信州ACEプロジェクトの推進^{エース}
 - ウ 地域防災力の向上
 - ② 地域ごとに重点的に推進するテーマ
 - ア 県内高等教育機関の知の活用
 - イ 若者のUIJターン就業の促進
 - ウ 森林、林業を活かした地域づくりの推進
 - エ 観光地域づくりの推進
 - オ 地域防災力・減災力の強化
 - カ 人口減少下における「ひと」・「しごと」の確保
 - キ 生活基盤の確保

4 交付対象外事業

- (1) 長野県が交付する補助金等の交付対象事業
- (2) 国庫補助金等を受けた事業及び国・県等の外郭団体から助成金を受けた事業

- (3) 分担金、負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外経費及び特定財源（地方債、分担金・負担金、事業収入等）を控除した経費（ただし、公共的団体等の事業については、特定財源(地方債を除く)も対象経費に含める。）

【交付対象外経費】

- ① 団体・施設の運営費や人件費
- ② 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- ③ 地方債の償還に充当する費用
- ④ 調査研究及び計画作成に係る経費
- ⑤ 食糧費（ただし、一部事業を除く。）

6 支援金の交付額

(1) 補助率

事業	対象者	補助率	重点テーマに該当する場合の補助率
ソフト事業	市町村等、公共的団体等	3 / 4 以内	4 / 5 以内
ハード事業	市町村等（下記の市町村を除く。）	1 / 2 以内	2 / 3 以内
	財政力指数が県平均以下の市町村	2 / 3 以内	3 / 4 以内
	公共的団体等	2 / 3 以内	3 / 4 以内

(2) 補助限度額 補助額の下限 30 万円

7 選定方法

- (1) 地域に設置する選定会議の意見を聴取して、採択事業を決定
- (2) 選定会議
 - ア 座長及び構成員で構成
 - イ 座長は地域振興局長が務め、構成員は概ね 5 名程度

8 選定基準

- (1) 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること
また、公益性の高い事業であること
- (2) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること
- (3) 事業の有効性が認められること(費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等)
- (4) <市町村の場合>
地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること
<公共的団体の場合>
事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること
- (5) 事業の継続性、発展性が認められること(将来計画、自立的な組織体制及び資金計画)
- (6) その他、地域振興局長が必要と認める基準を満たしていること

9 広報表示

支援金により取得（作成）した備品・設備、印刷物等へ支援金を活用した事業である旨を表示

10 事業評価及び公表

- (1) 事業主体自ら評価を実施し、地域振興局長に報告。また、公表に努める。
- (2) 地域振興局長は、全事業について事業結果を公表する。
- (3) 地域振興局長は、選定委員会に事業結果を報告する。
- (4) 選定委員会は、選定基準・選定方針に照らし事業の評価を行うとともに、優良事例の選定を行う。
- (5) 地域振興局長は、選定委員会の評価結果を公表する。

11 事業成果の普及

- (1) 事業効果の高いと思われる事業について「地域づくり事例集」を作成する。
- (2) 地域振興局単位で事業の発表会を開催する。
- (3) 県広報等で事業の紹介を行う。

◆交付対象事業例◆

事業区分	事業例
地域協働の推進	・地域づくり市民フォーラムの開催
保健、医療、福祉の充実	・活動量計等を活用した健康づくり促進のための環境整備 ・障がい児者、高齢者等を対象とした口腔ケア ・子育て支援を行うためのネットワークづくり
教育、文化の振興	・伝統文化の保存・伝承事業 ・外国籍市民との交流事業 ・食育シンポジウムの開催 ・文化・スポーツ振興のための交流イベントの開催や環境整備
安全・安心な地域づくり	・防災対策や防災意識の向上に資する事業 ・住民支え合い災害マップの作成 ・救命救急講習会の開催 ・自主防災組織の活性化支援
環境保全、景観形成	・自然エネルギーの普及・拡大に関する事業 ・公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹 ・ホタルの飛び交う自然環境の再生事業 ・地域の貴重な財産を後世に残すための景観整備 ・その他美しい景観の形成に資する事業
産業振興、雇用拡大 (観光) (農業) (林業) (商業) (その他)	・街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成 ・遊休荒廃農地の復元事業 ・間伐材を活用した木炭の生産支援、森林体験学習事業 ・商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市の開催 ・工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催 ・障がい者、女性、若者の雇用促進及び就業・定住支援事業
市町村合併に伴う地域の連携の推進	・合併地域における連携の推進と交流を深める事業 ・合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発
その他	・移住希望者に対する暮らしや仕事を体験する場の提供 ・結婚活動を支援するための出会いの機会の提供